

日ス振学災第19号
平成28年5月26日

関係する県の各学校・保育所等の設置者 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理 事 長 大 東 和 美

(印影印刷)

平成28年度災害共済給付契約に係る契約締結期限及び
共済掛金の支払期限の延長の手続きについて (通知)

このたびの平成28年熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
災害共済給付制度においては、平成28年5月2日付けで、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成15年政令第369号)及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令(平成15年文部科学省令第51号)が一部改正され、平成28年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある設置者については、平成28年度災害共済給付契約に係る契約締結期限及び共済掛金の支払期限の延長(以下「支払期限等の延長」という。)を行うこととなりました。

この改正に伴い、別紙1のとおり、同年5月20日付けで、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成15年度規則第1号)の一部改正も行いました。

これらの改正に基づき、平成28年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由による、支払期限等の延長を申請する場合の事務手続きについては、下記により行うこととしますので、御協力をよろしくお願いします。

記

1 「支払期限延長申請書」の提出

- (1) 平成28年6月30日(木)までに、「支払期限延長申請書」(別紙2)を担当課へ提出してください。なお、提出期限までに提出できない事情がある場合には、事前に担当課へ御相談ください。
- (2) 平成28年度の名簿更新等を行わないこととした設置者についても、その旨を「支払期限延長申請書」の「4. 本申請に係る連絡先等」欄に記載し、「支払期限延長申請書」を提出してください。

2 延長を認める場合の支払期限等の連絡

支払期限等の延長の可否、延長を認める場合の支払期限等については、別途連絡します。

なお、延長を認める場合の支払期限等は、平成28年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内で指定することとなりますので御留意願います。

【担当課】

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神4丁目8番10号都久志会館5階
独立行政法人日本スポーツ振興センター福岡給付課

TEL : 092-738-8726

FAX : 092-771-7763

独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書 新旧対照表

新	旧
<p>附 則 <u>(平成28年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長)</u></p> <p>第1条の4 <u>令附則第1条の3の規定により令第9条に規定する共済掛金の支払期限の延長を求めようとする学校の設置者は、令附則第1条の3に規定する理由のやんだ後速やかに、当該理由及び当該理由がやんだ日を記載した書面を、センターに提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>センターは、前項の規定による書面の提出があった場合において、その提出をした学校の設置者が令第9条に規定する支払期限までにセンター法第17条第3項の規定による共済掛金を支払うことができなかつたことについて、令附則第1条の3に規定する理由があると認めるときは、期日を指定して当該支払期限を延長するものとする。この場合において、センターは、当該学校の設置者に対し、延長した支払期限を文書で通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>令附則第1条の3に規定する平成28年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由とは、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>平成28年熊本地震による災害により当該学校の設置者の設置する学校において授業の再開が遅れた等の事情により令第9条に規定する在籍する児童生徒等の数の確認に支障が生じていたこと。</u></p> <p>(2) <u>当該学校の設置者の平成28年熊本地震による災害による被災によりセンター法第17条第3項の規定による共済掛金の支払に支障が生じていたこと。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、当該学校の設置者が令第9条に規定する支払期限までにセンター法第17条第3項の規定による共済掛金の支払ができなかつたことについて、平成28年熊本地震による災害に起因し、やむを得ないと認められる相当な理由があると認められること。</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>(保育所等の災害共済給付)</p> <p>第3条 保育所等(センター法附則第8条の保育所等及び特定保育事業)の災害共済給付については、第6章、第36条第1号、<u>附則第1条の2、附則第1条の3及び附則第1条の4</u>の規定を準用する。</p>	<p>附 則</p> <p>(新設)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(保育所等の災害共済給付)</p> <p>第3条 保育所等(センター法附則第8条の保育所等及び特定保育事業)の災害共済給付については、第6章、第36条第1号、<u>附則第1条の2及び附則第1条の3</u>の規定を準用する。</p>

平成 年 月 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 宛

[設置者名]

印

支払期限延長申請書

独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書附則第1条の4の規定により、次のとおり平成28年度災害共済給付契約に係る共済掛金の支払期限の延長を申請する。

1. 契約の種類	①名簿更新 ②新規契約
2. 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第9条に規定する支払期限の延長を申請する理由	① 平成28年熊本地震による災害により、設置する学校において授業の再開が遅れた等の事情により5月1日に在籍する児童生徒等の数の確認に支障が生じていた。 ② 平成28年熊本地震による災害による被災により共済掛金の支払に支障が生じていた。 ③ その他の平成28年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由があった。 ※具体的に記入すること。
3. 2の理由がやんだ日	平成 年 月 日
4. 本申請に係る連絡先等	担当部署： 担当者： 電話番号： ※その他、センターへの連絡事項等があれば記入。

注1) 1、2については該当する項目に○印をつけ、2の③、3、4については記載すること。

注2) 2で該当する理由が複数ある場合は、すべての理由がやんだ日を3に記載すること。

注3) 平成28年度については名簿更新等を行わないこととする場合は、4にその旨を記載し、本申請書を提出すること。